Information　クマ出没情報アプリ「けものおと2」運用開始

三重県内のツキノワグマの出没情報は、三重県のホームページ「ツキノワグマ出没情報マップ（Mie Click Maps）(※1)」に掲載されていますが、外出先でのツキノワグマの遭遇による人身被害を防止するため、スマートフォン用のアプリ**「けものおと２」**の運用も開始されました。

クマ出没情報配信中！
三重県WEBサイトで、ツキノワグマの出没情報を公開しています。
二次元コードを読み取り、ご確認ください。

(※1) ツキノワグマ出没情報マップ (Mie Click Maps)

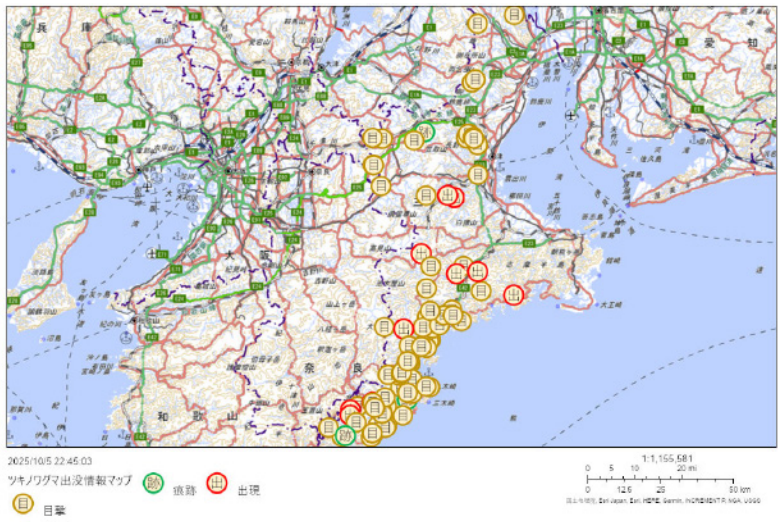

ツキノワグマ出没情報マップ

クマ出没情報アプリ「けものおと２」

① 利用条件

以下のOSを搭載したスマートフォン及びタブレット端末
Android 7.0 以降、iOS/iPadOS 13.0 以降(令和7年11月21日現在)　※ただし、すべての端末の動作を保証するものではありません。

② 利用方法

1. 右の2次元コードをクリックすると、アプリ入手サイトのページが開きます。ホーム画面に作成された「けものおと2」のアイコンをタップし、アプリを開き、ログインIDとパスワードを入力します。
   - ・ログインID:　miekuma　(ログインIDとパスワードは同じ)
   - ・パスワード：　miekuma
2. 茶色の「ログインする」をタップすると、メニュー画面が表示されます。(画面下端部の右側に、「三重県(クマ公開用)」と表示されます。)

Android用　iOS/iPadOS用

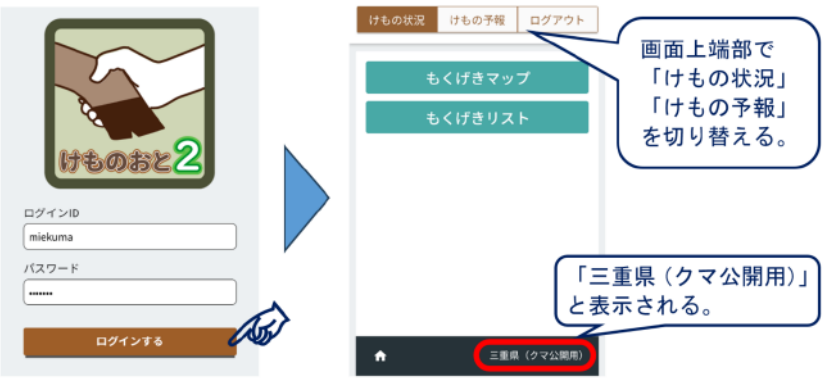

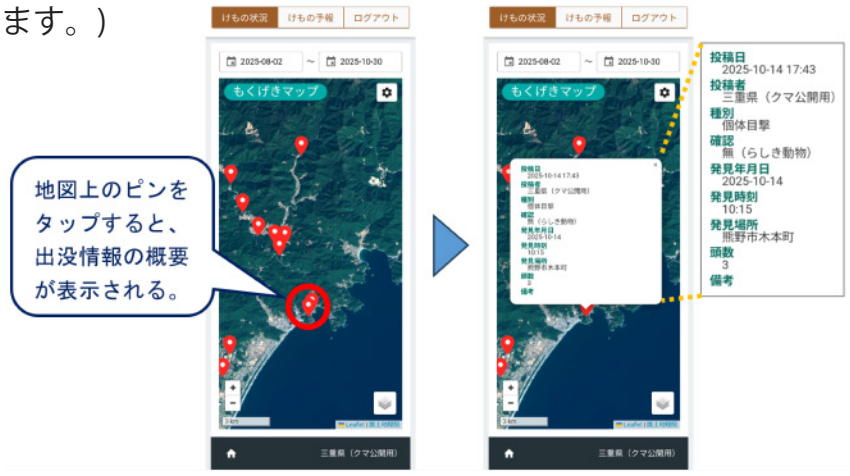

もくげきマップ

③ ログイン直後のメニューと機能概要

ログイン直後は、「けもの状況」のトップメニューが表示されます。

参考

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律施行

クマ等の銃猟に関する制度の見直し (緊急銃猟)

〇市町村長は、

① 危険鳥獣（クマ等）が人の日常生活圏（住居、広場、乗物等）に侵入し、
② 危険鳥獣による人の生命・身体への危害を防止する措置が緊急に必要で、
③ 銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり、
④ 避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合には、危険鳥獣の銃猟を捕獲者に委託して実施させることができる。

三重県ツキノワグマ管理計画

三重県のクマは、絶滅のおそれのある地域個体群（紀伊半島地域個体群）として位置づけられ、三重県自然環境保全条例に基づき「三重県指定希少野生動植物種」に指定し、保護を図ってきたが、人身被害も発生するなど、クマが人の命や生活を脅かす状況となっているため、人とクマとの棲み分けを図り、クマによる被害を防止することを目的とした特定計画を作成

目標　人身被害ゼロ、人の生活圏への出没防止

施策
- ①被害防止対策　クマによる被害を防止するために、人の生活圏に出没するような問題個体の駆除や注意喚起などに取り組む
- ②里地里山の管理　人の生活圏へのクマの出没・接近を抑制するために、人の生活圏と奥山の間で、緩衝帯（バッファーゾーン）の整備や集落周辺における誘引物の管理・除去などに取り組む
- ③自然環境の保全　人の生活圏への出没抑制を図るための環境を創出する

◇県政報告会

954回	10月19日	上白木公民館	955回	11月 1日	栄町公民館	956回	11月 2日	小川生活改善センター	957回	11月16日	関南部地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ
958回	11月22日	野村地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	959回	11月23日	下白木公民館	960回	11月30日	井田川地区北ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	961回	12月10日	城東地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ
962回	12月16日	本町地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ									